

宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業実施事業者募集要項

令和3年12月27日
福祉保健部健康増進課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復を図ることを目的に、健康上の理由等によるワクチン未接種者や感染拡大傾向時の感染不安者への必要な検査を無料化するため当該無料検査を実施する事業者（以下、「事業実施者」という。）を募集する。

なお、県は無料検査実施にあたり、事業実施者に対し、必要となる初期投資や体制整備、検査費用を補助金により支援する。

2 事業概要

(1) 無料検査の対象者及び実施期間

① ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（以下、「定着促進事業」という。）

次に掲げる無症状者を対象に、「ワクチン・検査パッケージ制度（※）」及び民間にて自主的に行うワクチン接種歴または検査の陰性確認のために必要な検査を無料とする。

※ワクチン・検査パッケージ

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの。

ア 対象者

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子ども

イ 実施期間

始期：実施事業者の準備が整った日

終期：令和4年3月31日（令和4年4月1日以降は、検査に係る費用は受験者が負担する。）

② 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下、「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、特措法第24条第9項に基づき、検査の受検を要請し、要請に応じる住民に対して実施する検査を無料とする。

ア 対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民

イ 実施期間

感染拡大傾向がみられる場合に、知事が必要と認める期間

(2) 対象となる検査

① PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）（以下「PCR検査等」という。）

- ・次のア、イのいずれかの方法により実施。ただし、イは医療機関に限る。
 - ア 実施事業者立会いの下、検体（唾液に限る）を受検者が採取し検査機関等で検査
 - イ 事業実施者自らが検体（唾液及び鼻咽頭ぬぐい液に限る）を採取し検査機関等で検査を実施
- ・検体は自己採取が原則であり、自己採取には「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室）」の内容を理解した者の立会いが必要。
- ・薬事承認された検査試薬等を使用すること。
- ・アにより検査を行う場合、検査機関に対して、結果通知書を受検者に発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を実施事業者に通知するよう求めること。
- ・検体の搬送は、可能な限り検体採取日に行うこと。
- ・結果は、可能な限り検体採取日の翌日まで、最低でも翌々日までに通知すること。
- ・上記のほか「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」を遵守すること。

② 抗原定性検査

- ・次のア、イのいずれかの方法により実施。ただし、イは医療機関に限る。
 - ア 実施事業者立会いの下、検体（鼻腔ぬぐい液に限る）を受検者が採取
 - イ 事業実施者自らが検体（鼻腔ぬぐい液及び鼻咽頭ぬぐい液に限る）を採取し検査を実施
- ・検体は自己採取が原則であり、自己採取には研修を受けた者の立会いが必要。
- ・必ず薬事承認された抗原定性検査キットを用いること。
- ・抗原定性検査の結果は、当日に通知すること。
- ・その他「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」を遵守すること。

【遵守事項】

検査の実施にあたっては、上記①、②に加えて、以下の事項を遵守すること。

- ・検査により陽性が判明した場合、必ず受診・相談センターへ相談するよう受検者に促すこと。
- ・検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること。
 - ア 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
 - イ 複数名の受検者が同時に検体採取することも想定し、一定の広さを確保

し、受検者のプライバシーに配慮すること。

ウ 十分な照明が確保され、換気が適切に行われていること。

- ・医療機関、薬局及び衛生検査所等が定着促進事業を実施する場合は、最低1カ月の事業実施期間を計画すること。
- ・検査申込者の申告した回数が1月につき3回程度となる回数を上回る場合、その理由を確認すること。

【その他】

- ・当該PCR等検査は受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断に用いることはできない。ただし、行政検査を担っている機関による検査においてはこの限りではない。
- ・検査の立会いについては、オンラインまたはドライブスルー方式によることも可能とする。この場合は以下の内容を遵守すること。

■オンラインによる検査の場合

- ・オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンラインによることについて検査申込者の同意を得ること。
- ・検査の受付に当たり、オンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ・検査受験者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合はこれを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
- ・受験者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、受験者に対しては清潔が保持された場所で検体採取を行うことを求めること。

■ドライブスルー方式による検査の場合

- ・事業者の敷地内駐車場等において、立会いに十分なスペースを確保すること。
- ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。
- ・検査受験者のプライバシーに十分留意すること。

(3) 検査の流れ

① 対象者から検査申込

- ・申込書（別紙1）の記入、身分証明書等の提示

② 事業実施者における検査

- ・次のア i、ア ii、イ i、イ ii のいずれかの方法により検査を実施

ア PCR検査等

- i 実施事業者立会いの下、検体（唾液に限る）を受検者が採取し、検査機

関等で検査

- ii 実施事業者が自ら採取し、検査機関で検査を実施（唾液、鼻咽頭ぬぐい液に限る）

イ 抗原定性検査

- i 実施事業者立会いの下、検体（鼻腔ぬぐい液に限る）を受検者が採取
- ii 実施事業者が自ら採取し、検査を実施（鼻腔ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液に限る）

③ 検査結果の通知

- ・結果通知書（別紙2）を作成し、受検者に発行（メールも可）

④ 検査結果の活用

（有効期限）

- ・PCR検査等 検体採取日＋3日
- ・抗原定性検査 検体採取日＋1日

3 補助対象事業及び補助上限額

補助対象経費の区分	補助上限額及び補助対象経費
検査体制整備支援	検査場所1カ所あたり1,300,000円（税込） 補助事業者が実施要領に基づいて行う無料検査のための検体採取場所（ブース等）の設置に係る以下の経費 ・パーティション、衝立、テーブル、いす、テント（屋外で実施する場合）及びこれらに類する物品の購入費、設置工事費、リース料、人件費（地方自治体には、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充及び雇い止め又は内定取り消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるものに限る） ただし、前年度までに当該対象区分に係る補助金の交付を受けている場合は、その額を減じるものとする。 ・高額な設備等を整備する場合には、基本的にリースでの整備とする。 ・1品の取得価格又は取得見積価格は5万円未満とする。
検査等費用支援	補助事業者が実施要領に基づき実施する無料検査1件につき以下の額 ①PCR検査等 検査1件あたり上限11,500円（税込） （内訳）検査キット原価（検査費用等含む）8,500円（税込） その他各種経費 一律3,000円（税込） ②抗原定性検査 検査1件あたり上限6,000円（税込） （内訳）検査キット原価（検査費用等含む）3,000円（税込） その他各種経費 一律3,000円（税込）

なお、検査体制整備支援において、検体採取場所の設置に係る経費として人件費相当額を受け入れしている場合は、当該年度に係るその他各種経費分については補助対象とならない。
--

<補助対象外経費> 用地の取得費、本事業の実施に関連しない費用

4 募集する事業者

宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金において、2（2）に掲げる検査を実施する事業者（共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。）で以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者（パッケージ制度を適用する旨を県に登録した飲食店、イベント主催等）のいずれかであること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

5 応募方法

- (1) 応募期間
公募開始日より令和4年1月21日（金）まで
なお、募集があったものから事業実施者として適格性を判断した上で、随時登録するものとする。
- (2) 提出書類
 - ① 実施計画書（別紙3）
 - ② 検査を実施する場所の図面
検体採取場所が複数ある場合等は、その実施場所ごとに作成
 - ③ 誓約書（別紙4）
- (3) 提出先
郵送またはメールにより提出すること
郵送先 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部健康増進課感染症対策室
メール kansensho-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp
- (4) 留意事項

- ・応募事業者多数の場合は、上記5（1）の応募期間に関わらず募集を終了、または検査実施の件数や地域によって、県で調整することがある。
- ・本事業に係る補助金の交付にあたっては、別途定める補助金交付要綱に基づき必要な手続きを行うこと。

6 事業変更の承認等

(1) 変更の申請

実施事業者は、実施計画書（別紙3）の項目のうち、1の（4）、2の（2）又は2の（4）又は5を変更するとき（ただし、2の（4）については、検査種類の変更又は単価（税込）の2割以上の変更、5については、単価（税込）の2割以上の変更又は1品の取得価格若しくは取得見積価格が5万円以上のものを新たに購入する場合に限る。）はあらかじめ、実施計画書（別紙3）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 変更の届出

実施事業者は、実施計画書の内容のうち、1の（3）、2の（3）又は4の項目を変更したときは、速やかに実施計画書（別紙3）により知事に届け出なければならない。

7 問い合わせ

- ・この募集要項にかかる質問は、質問票（別紙5）に記載の上、メールまたはFAXで送信すること（電話・口頭での質問は受け付けない。）。
- ・質問の受付は、令和4年1月19日（水）17時（必着）までとする。
- ・回答内容については、質問者に回答の上、必要に応じて県ホームページに掲載する（企業名などを除く。）。

■問い合わせ先（質問票の送付先）

福祉保健部健康増進課感染症対策室 田中、一政
メール kansensho-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp
FAX 0985-26-7336

附 則

この要項は、令和4年1月4日から施行する。